

論 説

デジタル遺品の相続性に関する条項への 消費者契約法10条の適用可能性（3・完）

—ドイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決（Facebook判決）を契機として—

小笠原 奈 菜

第一章 はじめに

第二章 ドイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決（Facebook判決）

（70・71号合併号）

第三章 本判決の分析（73号）

第四章 日本法への示唆

第1節 消費者契約法10条適用可能性

第2節 相続禁止条項が無効とされた場合

第3節 今後の課題

第四章 日本法への示唆

Facebook判決では、追悼規律が約款の内容となっていた場合には、ドイツ民法307条に基づき無効となり得るとの判断がなされた。Facebook判決を受けドイツの学説では、相続禁止条項がドイツ民法307条に基づき無効となり得るかの議論が蓄積された。本章ではドイツにおける議論を受け、相続禁止条項が日本において消費者契約法10条に基づき無効となるか否かを検討したうえで（第1節）、無効となる場合に、アクセス権等のSNS利用契約から生じる諸権利義務関係が相続人に承継される範囲、程度を検討し（第2節）、今後の課題についてドイツの議論を参考としながら述べる（第3節）。

第1節 消費者契約法10条適用可能性

消費者契約法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、」(以下、第一要件とする。)[民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの](以下、第二要件とする。)は、無効とする。

本節では、各要件該当性につき、ドイツにおける議論を参考として日本における相続禁止条項の有効性を検討する。

第1款 包括承継原則

第三章で示したように、相続禁止条項は、ドイツ民法1922条の包括承継原則に反するため無効となり得るとの主張がドイツでは有力である。

ドイツ民法1922条と同様に、日本においても民法896条が包括承継原則を定める。包括承継原則の例外として、「被相続人の一身に専属したもの」は相続されない(同条ただし書)。ドイツにおいても純個人的なものは相続の対象とならないため、日本法とドイツ法はこの点においては共通すると言える。

被相続人とSNS事業者との間の契約関係の一身専属性に関して、Facebook判決では、当該契約関係は純個人的なものではないとされ、日本法でも同様に純個人的なものではない純粋な技術的サービスの提供関係であると言える⁽¹⁾。また、デジタルコンテンツは日記や手紙に匹敵し、

(1) SNS利用契約の位置づけについては、拙稿「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法10条の適用可能性(2)ードイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決(Facebook判決)を契機としてー」山形大学法政論叢73号89頁以下参照。

日記や手紙の所有権が相続人に移転するのと同様に、デジタルコンテンツに関する法的地位も相続人に移転するとのFacebook判決の指摘は、日本においても妥当すると言える⁽²⁾。

第2款 給付記述該当性

第三章で示したように、ドイツにおいては、条項が給付記述に該当する場合には内容規制の対象とならない（ドイツ民法307条3項1文）。一方、日本において、契約の目的や対価など契約の中心部分を定める中心条項についても消費者契約法10条は適用されると理解できる⁽³⁾。

相続禁止条項は、契約の目的や対価などの契約の中心部分を定める中心条項ではなく、仮に中心条項であるとされても、消費者契約法10条の適用対象となるといえる。

第3款 法規定の本質的基本理念と相容れず不当な不利益がある

ドイツの議論では、ドイツ民法307条1項及び2項1号に基づき、法規定の本質的基本理念と相容れず不当な不利益がある条項は無効となる⁽⁴⁾。

この点について、消費者契約法10条適用可能性を検討する。同条第一要件である「消費者の不作為をもって…条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定」に関しては、第1款で示したように、日本民法896条

(2) Facebook判決については、拙稿「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法10条の適用可能性（1）—ドイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決（Facebook判決）を契機として—」山形大学法政論叢70=71号89頁以下参照。

(3) 日本弁護士連合会『コンメンタール消費者契約法 [第2版増補版]』（商事法務、2015年）195頁以下、大村敦志『消費者法 [第4版]』（有斐閣、2011年）198頁。なお、更新料特約の有効性が争われた最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁は、更新料は賃料の補充という法的性質も含むとした上で、消費者契約法10条該当性を判断した。

(4) この点に関するドイツの議論については、拙稿・前掲注1)96頁以下参照。

はドイツ民法1922条と同様に包括承継が原則である点から、相続禁止条項が、民法896条を「適用する場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であるかが問題となる。相続禁止条項が存在することにより、相続人へ債権債務関係が移転しないことになるため、消費者の権利を制限することとなる。

消費者契約法10条第二要件である「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」は、ドイツ民法307条1項が定める「不当な不利益がある」と同様に考えることができる⁽⁵⁾。ドイツ民法307条1項における「不当な不利益」とは、法規定を回避する当該契約条項によって事業者が得られる正当な利益と消費者が受ける不利益とを衡量し、両者が均衡を失っていると認められる場合を意味する。日本においても同様に考えることができる⁽⁶⁾。

相続禁止条項により、消費者は、本来なされるべき相続がなされないという不利益を被る。一方、事業者の正当な利益としては、①通信の秘密に関する利益、②利用者の死亡による当該契約の終了、③相続人と被相続人の利用関係に関する情報の混在の防止があり得る。

(5) 日本弁護士連合会『コンメンタール消費者契約法 [第2版増補版補巻]』(商事法務、2019年) 211頁以下は、「消費者の利益を一方的に害するもの」とは、「問題とされる契約条項によって消費者の利益が事業者に不当に侵害されていると認められるという意味である」とする。

(6) 日本弁護士連合会・前掲注(5)212頁は、「具体的な判断基準としては、当該契約条項によって消費者が受ける不利益とその条項を無効とすることによって事業者が受ける不利益とを衡量し、両者が均衡を失っていると認められる場合を意味する。」とする。

（1）通信の秘密に関する利益

Facebook判決は、事業者には通信の秘密に関する正当な利益は無いとした⁽⁷⁾。理由として、相続人は、ドイツ電気通信法88条3項の「他人」ではないため、事業者が相続人にアクセスを認めても同条の義務違反とはならないからである。この理由付けは追悼条項の有効性判断で示されたものであり、SNS利用関係は相続人に相続されたことを前提としている。一方、相続禁止条項は、SNS利用関係の相続の可否についての条項なので、相続されたことを前提とした議論は当てはまらない。

通信の秘密に関しては、相続を認めたとしても個々の情報へのアクセスを制限することにより、義務違反を回避することができると考えられる。最判平成31年3月18日判タ1462号10頁（以下、「平成31年判決」という。）は、預金口座に係る預金契約上の地位の相続を認めた上で、「相続財産についての情報が被相続人に関するものとしてその生前に〔個人情報保護〕法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるということとはできない。」とし、個々の情報である印鑑届書の情報の内容の開示請求を否定した。一方、最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁（以下、「平成21年判決」という。）は、預金口座に係る預金契約上の地位の相続を認めた上で、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではな

(7) 拙稿・前掲注(1)88頁。

い。」とし、金融機関は、個々の情報である取引履歴を相続人に開示すべき義務を負うとした。

SNS利用契約に関しても預金契約と同様に、契約上の地位の相続を認めた上で、個々の情報へのアクセスを制限することは可能である。したがって、通信の秘密の保護のために相続自体を禁止することは、事業者にとって正当な利益があるとは言えない。

(2) 利用者死亡による当該契約の終了

ドイツの学説は、事業者の利益として、利用者死亡による当該契約の終了を検討する⁽⁸⁾。たとえば、ドイツ著作権法31条1項2文⁽⁹⁾に従って著作者の死亡を限度とした使用権の付与をすることができるため、死亡によりコンテンツの利用を終了する条項は有効である。理由として、自由に使用権を設定することで、著作権者の利活用の機会が増加するからである。これに対してSNS利用関係は、保存領域の提供を含むオンライン通信の単なる技術的な取扱いであるので著作物と同様の利益は無く、死亡によってアカウントを停止したとしても、事業者に商機の増加や費用の減少が生じるわけではない。一方で、死亡による契約の終了を認めると、持ち主のいない大量のデータが生じ、このデータの事実上の所有権は事業者に帰属してしまい、相続人等の関与無しに半永久的に利活用

(8) 拙稿・前掲注(1)97頁。

(9) ドイツ著作権法第31条 使用権の許与

1項 著作者は、その著作物を個々の又はすべての使用方法によって使用する権利（使用権）を、他人に許与することができる。使用権は、単純使用権又は排他的使用権として、地域的、時間的、又は内容的に制約を付して許与することができる。

なお、条文訳については、公益社団法人著作権情報センター「外国著作権法一覧 ドイツ編」<https://www.cric.or.jp/db/world/germany.html>（閲覧日：2021年2月11日）を参照した。

されるリスクが生じる⁽¹⁰⁾。

確かに、利用者死亡後も限度無くSNS利用関係が相続人に相続されるとすると事業者に過大な負担が生じるが、死後一定期間は利用関係を維持し、期間満了後は終了することも可能なので、相続禁止条項により利用者死亡時に当該契約を終了させる正当な利益は事業者には無いと言える⁽¹¹⁾。また、相続を認めた上で、当該アカウントの処理を相続人に任せることにより、アカウント閉鎖に伴う事業者の業務が軽減する可能性もある⁽¹²⁾。

（3）相続人と被相続人の利用関係に関する情報の混在の防止

SNS事業者は、個々人の興味関心に基づき効果的な広告を配信することによって利益を得ている。したがって、SNS事業者にとって利用者の同一性が重要であり、この点は、たとえばFacebookが利用規約で、第三者によるアカウントアクセスの禁止、虚偽の個人情報入力 of の禁止を規定することからも読み取れる。SNS利用関係の相続を認めることにより、相続人と被相続人の利用関係に関する情報が混在し、事業者が効果的な広告を配信することが困難になる。しかしながら、相続を認めた上でアクセスは可能だが新たな投稿は認めないとすれば情報の混在は防止できるため、情報の混在防止のために相続禁止条項を有効とする正当な利益は事業者には無いと言える。

(10) 白井豊「デジタル遺品の登場により法律はアップデートを必要とするか—BGH 2018年フェイスブック判決前後におけるルディガの見通し・評価を中心に—（1）」立命館法学389号（2020年）163頁。

(11) 一定期間経過後に契約関係を終了する運用に関して、ヤフージャパンは、長期間利用されていないアカウントの利用を停止する運用を行なっている（ヤフージャパンセキュリティセンター「長期間ご利用がないYahoo! JAPAN IDの利用を停止します。」<https://security.yahoo.co.jp/news/0013.html>（閲覧日：2021年2月11日））。

(12) Mathias Schmoekkel, Anm. zu BGH Urteil vom 12. 7. 2018, LMK 2019, 415365.

第2節 相続禁止条項が無効とされた場合

第1節で検討したように、相続禁止条項が消費者契約法10条により無効とされた場合に、相続人に承継されたSNS利用契約上の地位に基づき認められる権利義務の範囲及びその履行方法が問題となる。

第1款 権利義務の範囲

相続により被相続人と事業者間の利用関係が相続人に承継されたとしても、権利義務の内容は、契約解釈により変更されうる¹³⁾。被相続人と同じ権利義務が相続人に承継されるとしても、事業者は、迅速な遺産処理に必要な期間よりも長く、当該アカウントを利用させる義務はない¹⁴⁾。本章第2節で検討したように、必要以上に長期間の利用関係の継続を事業者が強いると事業者の正当な利益の侵害となるので、そのような場合には相続禁止条項は有効となる。

相続人は、事業者に、被相続人のアカウントへのアクセスを許可するよう要求することができ、相続人がアカウント・パスワード情報を持っていない場合には事業者へ情報提供を請求することができ、必要であればパスワードの変更も請求できる¹⁵⁾。しかしながら被相続人のアカウントに紐づいたデータ全てが開示対象となるのではなく、本章第1節第3款で示した平成21年判決および平成31年判決が判示したように、個々の

13) Leipold, in: MünchKommBGB, Bd.11, 8.Aufl., 2020, § 1922 Rn.26.

なお、アカウント・パスワード情報提供の請求は、SNS利用契約の委任契約の性質から導き出されるといえる。SNS利用契約は、ドイツでは、使用賃貸借（日本の賃貸借）、請負、雇用（日本の有償委任）的な要素を有する契約とする説が有力である。SNS利用契約の法的性質については、拙稿・前掲注(1)90頁参照。

14) Schank, Weiterleben nach dem Tode - wie lange? Postmortale Begrenzungen subjektiver Rechte, JZ 2019, 864, 870.

15) Leipold, a.a.O., (Fn.13) ,Rn.35.

情報ごとに判断されうる。平成21年判決が示した基準に基づき、「委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠」といえる範囲での開示請求を認めるとすることも考えられる¹⁶⁾。

アカウントの積極的な継続利用については認められないであろう¹⁷⁾。相続人が新たに投稿を行うといった積極的な継続利用を認めると、相続人と被相続人の利用関係に関する情報が混在し、事業者の正当な利益を侵害することとなる。

なお、情報削除請求権については、相続人が被相続人のデータに接触することはないため、相続禁止条項が有効である場合でも相続人に承継されるとの見解がある¹⁸⁾。アカウントに紐づいた各デジタルデータの開示請求権についても、契約関係が承継されない場合でも相続人が行使できるとの見解もある¹⁹⁾。

第2款 履行方法

Facebookは判決を受け、当該アカウントに紐づいたデジタルデータを14000頁のPDF文書にし、USBメモリに記録し、相続人に提供した。Facebookは、相続人が被相続人のアカウントを利用してインターネット経由でアクセスすることを認めなかった。Facebookの履行方法について、

(16) 吉井和明「遺族によるウェブサービス上の故人のデータへのアクセスの可否」情報ネットワーク・ローレビュー13巻2号（2014年）81頁。

(17) Leipold, aa.O., (Fn.13), Rn.37.北川祥一「デジタル遺品に関する相続関連実務」月刊司法書士587号（2021年）28頁も相続人によるアカウントの積極的な継続利用を否定する見解を妥当であるとする。ただし、開示対象となるデータは、被相続人が作成したデータ全てであるとする。

(18) Budzikiewicz, Digitaler Nachlass, AcP218, 558, 571f.

(19) 北川・前掲注17/26頁。

ベルリン地方裁判所は、USBメモリによるデータ引渡しは履行方法として適切ではなく、債務者（Facebook）は、アカウント・パスワード情報を用いてアクセスする場合と同様の方法で、アカウントに紐づいた各デジタルデータを閲覧できるようにする必要があると判示した⁽²⁰⁾。さらに、アクセスを認める期間は永久ではなく、適切な期間内でのみで良いと判示した。これに対しベルリン上級地方裁判所は、Facebookの履行方法は適切であると判示した⁽²¹⁾。

Facebook判決は履行方法について明確な見解を述べていない⁽²²⁾。履行方法については、原則として、アカウント・パスワード情報を用いてアクセスする場合と同様の方法で履行する方法が適切だと考える。データをPDF文書にして記録媒体に保存する方法は、通常の業務においてSNS事業者が行なっておらず、事業者にも負担となると考えられる⁽²³⁾。

第3節 今後の課題

第1款 射程

第二章で示したように、Facebook判決の射程については、広くとらえる見解と狭くとらえる見解がある⁽²⁴⁾。広くとらえる見解としては、いわゆるデジタル遺品の相続が射程に含まれるとする見解がある。しかしながら、デジタル遺品の対象は拡大し続けており外縁が明確とはなっていない

(20) LG Berlin, Beschl. v. 13.2.2019, ErbR 2019, 310 (311).

(21) KG, Beschl. v. 9.12.2019, ErbR 2020, 341.

(22) Nils W. Außner, Erfüllung des Anspruchs auf Zugang zu geerbten Plattformkonten– zugleich eine Auseinandersetzung mit dem US-amerikanischen RUFADA-Act, ErbR 2020, 599.

(23) なお、Facebookが当該方法で履行を行なったのは、嫌がらせのためだという指摘もある。Nils W. Außner, a.a.O., (Fn.22) , S. 598参照。

(24) 拙稿・前掲注(1)103頁。

ない状況である²⁵⁾。したがって、あらゆるデジタル遺品の相続がFacebook判決の射程に含まれるとは言えないであろう。

デジタル遺品の個々の具体例への射程として、ドイツでは、暗号資産への適用が検討されている²⁶⁾。Facebook判決においては、アカウントに保存されているデータの純個人性及び通信の秘密の侵害が相続可能性の判断に重大な影響を与えたといえるが、暗号資産に関するデータは財産的な性質しかもたない。したがって、暗号資産の相続可能性が無制限で肯定されることには異論はない²⁷⁾。ただし、ブロックに格納されているトランザクションデータは相続財産とは見なされず、秘密鍵を取得できるかどうかの問題となる²⁸⁾。相続人が秘密鍵を紙の形で保存した場合、当該文書は、被相続人の他の文書と同様にドイツ民法1922条に従って遺産の一部として相続人に承継される。この鍵が物理的な記憶媒体（USBメモリ、パソコン、タブレット、スマートフォンなど）に保存されてい

25) Leipold, in: MünchKommBGB, Bd.11, 8.Aufl., 2020, § 1922 Rn.31; 白井・前掲注(10)157頁は、デジタル遺品の具体例について、「場所的に (lokal. * 自己の情報端末 (Endgerät), たとえば自宅パソコンないし周辺の記憶媒体に) 保存・蓄積されたデータ、インターネットやクラウド上のデータ、職業的および社会的ネットワーク (berufliche und soziale Netzwerke) のサービス提供者と被相続人の契約関係、オンライン支払サービス、オンライン・バンキング、音楽や言語作品 (Sprachwerk) に対する利用権、ストリーミング・ポータル、オンライン・ゲーム、さらには仮想通貨まで」というように増え続けている。おのずと「デジタル遺品」は、いわば開かれた概念・問題とならざるを得ないことになる。」とする。

26) Amend-Traut / Hergenröder, Kryptowährungen im Erbrecht, ZEV 2019, 113; Oertzen/Grosse, Kryptowährungsguthaben im Erbrecht und Erbschaftsteuerrecht, DStR 2020, 1651; Nadja Medler, Sterben 2.0: Erben und Vererben von Kryptowährungen, ZEV 2020, 262.

27) Leipold, a.a.O., (Fn.13) , Rn.31; Amend-Traut/Hergenröder, a.a.O., (Fn.26) , S.113; Oertzen/Grosse, a.a.O., (Fn.26) , S.1651; Nadja Medler, a.a.O., (Fn.26) , S.262.

28) Leipold, a.a.O., (Fn.13) , Rn.31; Amend-Traut/Hergenröder, a.a.O., (Fn.26) , S.117; Oertzen/Grosse, a.a.O., (Fn.26) , S.1652.

る場合も同様である。秘密鍵がいわゆるオンラインウォレットに保存されている場合、第三者のサーバーに保存されているということになる。この場合、被相続人とウォレットを管理する暗号資産交換業者の間には契約関係があるので、相続人は、包括承継原則に基づき当該契約関係に入り、交換業者に対して、ウォレットにアクセスしてそこに含まれる秘密鍵を請求する権利を有する⁽²⁹⁾。日本においても同様に考えられるため、交換業者の約款に相続禁止条項が存在する場合には、SNS利用契約における相続禁止条項と同様に、消費者契約法10条により無効となりうる。

第2款 被相続人の意思の考慮

被相続人が、アカウントと関連するデジタルコンテンツの相続を否定することを、SNS事業者との契約において明示的に示した場合には、相続禁止条項の有効性を認め契約上の地位の承継は否定されることになる。結論としては妥当であるが、理由付けが困難である。たとえば、スイスでは、契約による相続性の排除の場合も遺言における形式的要件を満たす必要があり、オーストリアでも、一部の学説は、遺言の形式要件を満たさない相続性の排除には懐疑的である⁽³⁰⁾。フランスでは、死後の個人情報に関する処理の意思表示は明示的に行われなければならない、普通取引約款により行なうことはできないとされている⁽³¹⁾。今後、被相続人は、遺言作成の際にアカウントとパスワードのリストを作成し、相続の可否、相続人を明記すべきとの指摘もなされている⁽³²⁾。

(29) Amend-Traut/Hergenröder, a.a.O., (Fn.26) , S.118; Oertzen/Grosse, a.a.O., (Fn.26) , S.1652.

(30) Thomas Traschler, Der Wettlauf um den digitalen Nachlass aus rechtsvergleichender Perspektive: Anmerkung zu Entscheidung des Bundesgerichtshofs vom 12. Juli 2018, ZEuP 2020, 170, 174f.

(31) Thomas Traschler, a.a.O., (Fn.30) , S.177f.

(32) Wellenhofer, Erbrecht : Vererbbarkeit eines Facebook-Accounts, JuS 2018, 1101, 1104.

本判決を受け、追悼規律は利用規約で定められ、「追悼アカウントとなった場合には、そのアカウントに関する情報開示を求めることのできる権利者は、追悼アカウント管理人、または有効な遺書もしくは類似書類において、利用者が死亡もしくは無能力となった場合に利用者のコンテンツを開示することにつき利用者の明確な同意を得ている特定の人のみとなります。」となった³³⁾。ドイツの学説では、新条項は、相続人が開示請求をする場合には、相続人の地位を証明する必要があるだけでなく被相続人が開示に「明確な同意」を与えていることも証明しないといけないという一種の証明責任の転換が行われているため、不当条項に当たる可能性はありうるとの主張もある³⁴⁾。被相続人の意思は重視されるべきであるが、相続人に過度な負担を与えない方策が必要とされる³⁵⁾。

第3款 商業利用の場合

1名の利用者が、個人アカウントの他に商業アカウントを持つなど複数のアカウントを開設している場合に、1つの契約のみが存在するか、アカウントごとの複数の契約が存在するかが問題となる³⁶⁾。本稿では消費者契約法10条の適用可能性という観点から、個人としての利用を前提とした議論を行なったが、商業アカウントについても今後検討すべき課題である。商業アカウントは、個人アカウントに比較して財産的価値が重視されるものが増えると考えられるため、事業者が約款により相続

(33) https://m.facebook.com/legal/terms?locale=ja_JP（閲覧日：2021年2月13日）。

(34) Matthias Pruns, Der digitale Nachlass in der Beratungspraxis nach dem Facebook-Urteil des BGH Teil 2: Soziale Netzwerke – Rechtliche Durchsetzung – Vorsorge, ErbR 2018, 614, 616参照。

(35) 相続証明に高度な証明を要求することはできないという見解について、白井豊「デジタル遺品訴訟のゆくえ—BGH 2018年7月12日判決の速報と解説・論評—(2)」立命館法学383号（2019年）163頁、Leipold, a.a.O., (Fn.13), Rn.45参照。

(36) Paulus, Keine unechten Sammelklagen in Verbrauchersachen, NJW 2018, 987, 988.

を禁止することはより制限されるべきだと考えられる。

商業アカウントの相続禁止条項に関しては、定型約款への組入れ（民法548条の2第2項）の可否を検討する必要がある。同条同項によれば、①「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって」、②「その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの」については、当該条項は合意しなかったものとみなされる。本稿で検討した消費者契約法10条と同様の枠組みであるが、消費者契約法10条における不当条項規制が事業者・消費者間の構造的な情報格差・交渉力格差を基礎に据えたものであるのとは異なり、合意内容の希薄性、契約締結の態様や、健全（合理的）な取引慣行その他取引全体に関わる事情を広く考慮に入れて当該条項の不当性の有無が評価されるという相違がある。したがって、相続禁止条項の定型約款への組入れの可否については今後の検討が必要である。

[付記] 本研究はJSPS科研費・基盤研究(C) (JP 18K01382) の助成を受けたものである。